

議案第71号

久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成25年久喜市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「暴力団員をいう。)」の次に「又は暴力団関係者(久喜市暴力団排除条例(平成25年久喜市条例第16号)第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。)」を加える。

(久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成25年久喜市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「暴力団員をいう。)」の次に「又は暴力団関係者(久喜市暴力団排除条例(平成25年久喜市条例第16号)第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年9月2日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

暴力団排除条項について、対象を拡大し、地域密着型サービス事業者の一層の適正化を図りたいので、この案を提出するものであります。